

## I 諮問

平成 31 年（2019 年）2 月 21 日

### 滋賀県下水道第 2 期中期ビジョンの策定について（諮問）

平成 23 年 6 月に策定（平成 29 年 3 月中間見直し）した滋賀県下水道中期ビジョンは、計画期間を平成 23 年度（2011 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 10 年間としたところです。

当該計画の策定、見直し後の環境を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、平成 33 年度（2021 年度）以降の滋賀県下水道第 2 期中期ビジョンはいかにあるべきか、滋賀県琵琶湖流域下水道条例（昭和 57 年 3 月 29 日滋賀県条例第 18 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

## II 答申案

平成 31 年（2019 年）2 月 21 日付け滋下水第 82 号で諮問のあったこのことについて、審議の結果を別添のとおりとりまとめましたので答申します。

滋下水審第 号  
令和2年(2020年) 月 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県下水道審議会  
会長 松井 三郎

下水道事業その他汚水処理に係る事業に関する総合的な施策の推進に関する  
重要事項（滋賀県下水道第2期中期ビジョンの策定）について(答申)

記

平成31年(2019年)2月21日付け滋下水第82号で諮問のあったこのことについて、審議の結果を別添のおりとりまとめましたので答申します。